

練馬区高齢者向けホームページ広告掲載取扱要綱

平成24年12月27日

24練福高第2499号

(趣旨)

第1条 この要綱は、印刷物等への有料広告掲載に関する基本方針（平成16年9月21日練企企発第160号）に基づき、練馬区（以下「区」という。）が管理する高齢者向けホームページ（以下「ホームページ」という。）において、画面上に広告宣伝用の画像を表示し、当該画像をクリックすることによりホームページ以外のページにリンクさせる方式の広告（以下「バナー広告」という。）を掲載する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(バナー広告の種類および範囲)

第2条 バナー広告の内容は、一定期間継続することが見込まれるものであり、かつ、区民生活に関連しているものとする。ただし、バナー広告またはリンク先のウェブサイトの内容が、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) ホームページの目的、公共性および品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝および求人広告に関するもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) 区が行おうとしている施策および計画を阻害するおそれがあるもの
- (6) 差別、偏見または不必要な区別を助長するおそれがあるもの
- (7) 各種法令による広告規制に反するもの
- (8) 肖像権または著作権を侵害するおそれのあるもの
- (9) 当該広告に関する問い合わせ先が明らかでないもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、ホームページに掲載する広告としてふさわしくないと認められるもの

(バナー広告掲載の位置および枠数)

第3条 広告スペースにおけるバナー広告の掲載位置は、甲乙協議により決定する。

2 同時に掲載することができる枠数は30枠とする。

3 前項の規定にかかわらず、甲は、同時に掲載することができる枠数について所要の調整を行うことができる。

(規格)

第4条 バナー広告の規格は、別表1のとおりとする。

(掲載期間)

第5条 バナー広告を掲載する期間は、原則として1か月を単位とする。

2 バナー広告は、掲載を決定した月の翌月の属する年度内において、12か月を超えない範囲とする。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、1枠当たり月額3,000円とする。

(募集)

第7条 バナー広告の掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）の募集は、原則として公募方式とする。ただし、特定の事業者や団体等に対して個別に掲載の依頼を行うことを妨げない。

(広告掲載申込み)

第8条 新たに掲載を申し込む場合、掲載希望者は、所定の申込期間内に、高齢者向けホームページ広告掲載申込書（第1号様式）およびつぎの各号に定める書類等を提出するものとする。

(1) 事業の概要が分かる資料（会社概要、パンフレット等。ただし、ホームページにおいて会社概要等を公表している場合には、これに代えることができる。）

(2) 掲載予定の広告見本

(3) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

2 掲載希望者は、複数の申込みを行うことはできない。

3 継続して申込みを行う掲載希望者は、高齢者向けホームページ広告掲載申込書（第2号様式）を区に提出するものとする。

(掲載内容の審査)

第9条 高齢社会対策課長は、掲載希望者から提出された練馬区公式ホームページ広告掲載申込書、各種資料およびリンク先のウェブサイトの内容等について審査を行い、掲載の可否を決定する。

(掲載決定の通知)

第10条 福祉部長は、掲載を決定したときは、広告掲載決定通知書（第3号様式）により、通知する。

2 福祉部長は、非掲載を決定したときは、広告非掲載決定通知書（第4号様式）により、通知する。

(掲載用電子データの審査)

第11条 前条第1項の規定により掲載を可とする決定を受けた掲載希望者（以下「広告掲載者」という。）は、第4条に定める規格の電子データ（以下「広告用データ」という。）を指定された期日までに提出しなければならない。

2 高齢社会対策課長は、提出された広告用データについて、第4条に定める規格に準拠しているかを審査する。

3 高齢社会対策課長は、提出された広告用データについて、広告掲載者に対して、ホームページに掲載するために必要となる技術的事項に関する補正を依頼することができる。

(広告掲載料の納入)

第12条 広告掲載者は、区の指定する期日までに、第6条に定める広告掲載料を一括して納付しなければならない。

(広告掲載の取消)

第13条 福祉部長は、掲載しているバナー広告が第2条に定める事由に該当することが明らかに

なったときは、速やかに掲載を停止し、掲載の決定を取り消すものとする。

2 福祉部長は、つぎの各号のいずれかに該当するときは、掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 第11条第1項に定める期日までに、広告用データの提出がないとき。
- (2) 第11条第3項に定める依頼に広告掲載者が応じないとき。
- (3) 前条に定める期日までに広告掲載料の納付がされないとき。
- (4) 前号に掲げるもののほか、福祉部長が特に掲載の決定を取り消す必要があると認めたとき。

(広告掲載の停止)

第14条 高齢社会対策課長は、つぎの各号のいずれかに該当するときは、バナー広告の掲載を停止することができる。

- (1) 情報セキュリティ上、重大な問題が発生するおそれがあるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、高齢社会対策課長が特に掲載を停止する必要があると認めたとき。

(広告掲載料の還付)

第15条 納入された広告掲載料は原則として還付しない。

2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号に該当する場合は、納入された広告掲載料の一部または全部を還付することができる。

- (1) 広告掲載者の責によらない理由により掲載することができなかったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が特に必要であると認めたとき。

(広告掲載者の責任)

第16条 広告掲載者は、掲載したバナー広告の内容およびリンク先ページに関する一切の責任を負う。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、高齢社会対策課長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 第6条の規定は、平成25年4月1日以後に掲載するバナー広告について適用する。

別表1 (第4条関係)

項目	詳細
大きさ	高さ60ピクセル、幅120ピクセル (それぞれ固定サイズ)
容量	10キロバイト以内
形式	GIF形式 (アニメーションGIFおよび透過GIFは不可)
デザイン	ホームページのトップページにおける基本デザイン (色調等) と親和性がある。
アクセシビリティ	背景色と文字色のコントラスト比が、基準コントラスト比 (4.5対1) である (ただし、ロゴマーク等の意匠があらかじめ定められている部分を除く。)

第1号様式（第8条関係）

高齢者向けホームページ広告掲載申込書【新規】

練馬区長 様

高齢者向けホームページ広告掲載取扱要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり広告掲載を申込みます。

申込者		
住所（所在地）		
氏名（法人・団体名称）		
担当者 連絡先	氏名	
	所属部署名	
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	
掲載を希望する期間（※1）		
年 月 ～ 年 月		
リンク先のURL		
添付資料		
1 事業の概要が分かる資料（※2）		
2 掲載予定の広告見本（※3）		

※1 掲載期間は、年度をまたぐことはできません。最大で1年（4月から翌年3月までの12か月間）となります。なお、継続（更新）の際は、改めて継続のお申込みをお願いいたします。

※2 添付するパンフレット等が無い場合などは、個別にご相談ください。

※3 他のウェブサイトに掲載した際の広告見本等をご提示ください。なお、デザインの変更を予定している場合や、新規で作成をされる場合などは予めご相談ください。

（問合せ先）

高齢者向けホームページ広告掲載申込書【継続】

練馬区長 様

高齢者向けホームページ広告掲載取扱要綱第8条第3項の規定に基づき、下記のとおり広告掲載の継続を申込みます。

1. 申込者の変更（あり・なし） ※いずれかに○を付けてください 「あり」の場合、下記の申込者欄に記入してください。	
2. 広告データの変更（あり・なし） ※いずれかに○を付けてください 「あり」の場合、掲載予定の広告見本を提出してください。	
申込者	
住所（所在地）	
氏名（法人・団体名称）	
担当者 連絡先	氏名
	所属部署名
	電話番号
	FAX番号
	メールアドレス
掲載を希望する期間（※1）	
年 月 ～ 年 月	
リンク先のURL	

※1 掲載期間は、年度をまたぐことはできません。最大で1年（4月から翌年3月までの12か月間）となります。なお、継続（更新）の際は、改めて継続のお申込みをお願いいたします。

(問合せ先)

様

高齢者向けホームページ広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました高齢者向けホームページの広告について、下記のとおり掲載を決定しましたので通知します。

記

1 刊行物等の名称

高齢者向けホームページのトップページ

2 掲載する期間

年 月 ～ 年 月

3 広告掲載料

円（内訳 月額3,000円× 月＝ 円）

※ 納付期限は別途通知します。

4 掲載広告データの納品期限

納品期限 年 月 日

※上記の期日までに、掲載する広告データを納品してください。

5 注意事項

指定した期限までに広告掲載料の納付または広告掲載データの提出がなされない場合は、この掲載決定を取り消すことがあります。

（問合せ先）

第4号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

高齢者向けホームページ広告非掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました高齢者向けホームページの広告について、下記のとおり非掲載と決定しましたので通知します。

記

非掲載とした理由

(問合せ先)